

# ネット上のいじめへの対応

## ネットいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

## ネットいじめにはどんなものがあるか

### 《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。
- LINEのグループからの仲間はずし

### 《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「なりすましメール」等で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

## 未然防止・早期発見のためには…学級PTAなどで伝えたいこと

- 家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- 家庭ではメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

## 掲示板への誹謗・中傷への対応

### 《「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談》

#### 《事実確認と実態把握》

○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

- ① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況

#### ◇ 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、スマホ・携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、スクリーンショットやデジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

#### 《掲示板の管理者に削除依頼》

掲示板のトップページから連絡方法（メールの確認）。「利用規約」に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼

#### 《掲示板のプロバイダに削除依頼》

掲示板の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合はプロバイダ（掲示板サービス提供会社）へ削除依頼

#### 《警察や法務局・地方法務局に相談する》

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。



## ネット上のいじめへの対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

### 《対応チームの編成》

学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

### 《教育委員会への報告》

○被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本

### 《外部機関との連携》

○外部との連携検討（教育委員会・警察・SC等）

### 《対応協議》

### 《削除以来の必要性の検討》

※学校や教委からもできる場合あり

### 被害児童生徒・保護者への対応

○依頼は被害生徒がするのが原則

### 加害児童生徒の特定

きめ細かなケア、守り通す

### 削除の確認

### 加害児童生徒・保護者への対応

○投稿を削除させる

○人権と犯罪の両面からの指導

### 《継続的支援》

○全校集会・学年集会・学級指導

○心のケアと関係修復

○再発防止の観点重視

### 《全校生徒への対応》

### 《削除依頼と削除の確認》

### (1)掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法(メール)の確認。「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認して削除依頼。

### (2)掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼。

### (3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

### 《相談窓口》

○長野県警生活安全部生活環境課

サイバー犯罪対策室026-233-0110

○違法・有害情報相談センター

(<http://www.ihaho.jp/>)

○地方法務局「子どもの人権110番」

0120-007-110

○教学指導課心の支援室

026-235-7436

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

【ネット上のいじめへの対応手順】

ネット上のいじめへの対応

《「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談》

学校では児童生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、児童生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《事実確認と実態把握》

○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況

◇書き込み内容の確認と保存

《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《対応チームの編成》

学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《教育委員会への報告》

《外部機関との連携》

被害児童生徒・保護者への対応

きめ細かなケア、守り通す

《削除以来の必要性の検討》

○依頼は被害生徒がするのが原則

※学校や教委からもできる場合あり

《全校生徒への対応》

○全校集会・学年集会・学級指導

○再発防止の観点重視

《対応協議》

○被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本

○外部との連携検討（教育委員会・警察・S C等）

加害児童生徒・保護者への対応

○投稿を削除させる

○人権と犯罪の両面からの指導

加害児童生

徒の特定

削除の確認

《継続的支援》

○心のケアと関係修復

《相談窓口》

○長野県警生活安全全部生活環境課

サイバー犯罪対策室 026-233-0110  
○ 違法・有害情報相談センター  
(<http://www.ihaho.jp/>)  
○ 地方法務局「子どもの人権 110 番」  
0120-007-110  
○ 教学指導課心の支援室  
026-235-7436

## ネット上のいじめへの対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

### 【ネット上のいじめへの対応手順】

#### 《「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談》

学校では児童生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、児童生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

#### 《対応チームの編成》

学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

#### 《事実確認と実態把握》

○被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

①証拠の保全、②発見までの経緯、③投稿者の心当たり、④他の生徒の認知状況

#### ◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

#### 《教育委員会への報告》

○被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本

#### 《外部機関との連携》

○外部との連携検討（教育委員会・警察・SC等）

#### 《対応協議》

#### 《削除以来の必要性の検討》

※学校や教委からもできる場合あり

被害児童生徒・保護者への対応

○依頼は被害生徒がするのが原則

加害児童生徒の特定

きめ細かなケア、守り通す

#### 削除の確認

#### 加害児童生徒・保護者への対応

○投稿を削除させる

○人権と犯罪の両面からの指導

#### 《継続的支援》

○全校集会・学年集会・学級指導

○心のケアと関係修復

○再発防止の観点重視

#### 《全校生徒への対応》

#### 《削除依頼と削除の確認》

#### (1)掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法(メール)の確認。「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

#### (2)掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼。

#### (3)警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

#### 《相談窓口》

○長野県警生活安全部生活環境課

サイバー犯罪対策室026-233-0110

○違法・有害情報相談センター

(<http://www.ihaho.jp/>)

○地方法務局「子どもの人権110番」

0120-007-110

○教学指導課心の支援室

026-235-7436



